

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ローランド ディー・ジー株式会社	コード	6789
提出日	2023/2/24	異動(予定)日	2023/3/24
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ■ 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している(※1)		

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	細窪 政	社外取締役	<input type="radio"/>													<input type="radio"/>		有
2	岡田 直子	社外取締役	<input type="radio"/>													<input type="radio"/>		有
3	笠原 康弘	社外取締役	<input type="radio"/>													<input type="radio"/>	新任	有
4	本田 光宏	社外監査役	<input type="radio"/>													<input type="radio"/>		有
5	井熊 芽久美	社外監査役	<input type="radio"/>													<input type="radio"/>	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		(社外取締役選任の理由) 細窪政氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり会社経営ならびに投資の専門家として、企業への投資や企業買収、会社設立に携わり、豊富な経験と高い見識を有していることです。細窪政氏には、この見識を企業経営全般に活かし、当社において取締役会の透明性の確保及び監督機能の強化のため、独立性をもって経営の助言と監視の役割を果たしていただくことを期待しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
2		(社外取締役選任の理由) 岡田直子氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり会社経営ならびに企業広報の専門家として実務に携わり、豊富な経験と高い見識を有していることです。岡田直子氏にはこの見識を企業経営全般に活かしていただくと共に、取締役会の透明性の確保及び監督機能の強化のため独立性をもって経営の助言と監視の役割を果たしていただくことを期待しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
3		(社外取締役選任の理由) 笠原康弘氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり国際弁護士として企業法務専門に携わり、その豊富な経験と高い見識を企業経営全般に活かしていただくと共に、取締役会の透明性の確保及び監督機能の強化のため独立性をもって経営の助言と監視の役割を果たしていただくことを期待しております。 (独立役員指定の理由) 笠原康弘氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間に法律事務の委任に関する契約に基づく取引関係がございますが、取引額の割合は、当社及び同法律事務所の連結売上高において、いずれも1%未満であります。なお、法律顧問としての職務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
4		(社外監査役選任の理由) 本田光宏氏は、長年にわたり国際税務の実務に携わり、豊富な現場経験と実績を有し、国際税務に関する専門的見識と経験を有すると共に、アカデミックな分野での経験も豊富に有しています。当社の社外監査役として、客観的で中立的な監査をしていただけるものと判断し、選任をお願いするものです。 (独立役員指定の理由) 本田光宏氏は、2018年6月よりユアサ商事株式会社の社外監査役を務めております。当社と同社との間には製品・商品等の販売の取引関係がございますが、それぞれの取引額は当社の連結売上高の1%未満です。当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
5		(社外監査役選任の理由) 井熊芽久美氏は、長年にわたり公認会計士として会計監査の実務に携わり、豊富な専門知識、現場経験と実績を有しております。この見識を基に、客観的で中立的な監査の遂行に適任と判断して、社外監査役として選任をお願いするものです。 (独立役員指定の理由) 井熊芽久美氏は有限責任監査法人トーマツを2013年2月に退所し10年が経過しております。また税理士法人トーマツ(現アロイトーモツ税理士法人)を2014年8月に退所し8年が経過しております。当社はこの2法人と取引関係がありますが、それぞれの取引額は当社の連結売上高の1%未満です。当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

・当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.rolanddg.com/ja/investors/management/corporate-governance

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。